

平成21年10月23日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武

占用許可申請に対する意見書
(野洲市・守山市 野洲川ふれあい広場)

平成21年6月2日付け国近整琵琶調第6号にて意見照会がありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川ふれあい広場
場 所	守山市小島町字橋本～野洲市野洲字坂田地先 (左岸 6.8k+50m～8.4k+50m 付近)
主 な 施 設	せせらぎ広場、ホテル広場、イベント広場、自由広場
申 請 者	野洲市・守山市
占 用 面 積	57,461.66㎡

記

1. 委員会としての判断・要望

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場(せせらぎ水路)、ホタル広場(ホタル水路)、イベント広場、自由広場がある。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

- ①当該施設が野洲川河川敷に存することにより、「誰もが河川と容易にふれあえる施設」であることを、申請者はより深く認識するとともに、施設利用者にもそれらについての理解が深められるような活用方法を検討されたい。
- ②身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ③広く流域住民・施設利用者の意見を聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ④「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦園路の舗装について、自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

2. 検討の経緯

平成21年 6月 2日	意見照会書の受理
平成21年 6月 2日	第26回委員会 ・施設の現地調査 ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
平成21年 8月 3日	第27回委員会 ・委員による審議
平成21年10月 5日	第28回委員会 ・委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

なし

以上